

一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会役員報酬等及び通勤手当支給規程

(総 則)

第1条 一般社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬等及び通勤手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
(報酬等及び通勤手当の区分)

第2条 役員報酬等は、職務執行の対価である年俸及び退職手当とする。

2 通勤手当は、役員が通勤のため、公共交通機関を利用する場合に発生する経費とする。

(報 酬)

第3条 役員報酬等は、総会で承認された総額の範囲内であって、年俸の月額を報酬年額を12月で除して得た額(月俸)とする。

2 新たに常勤役員になった者は、その日から月俸を支給する。

3 役員が退任したときは、その日までの月俸を支給する。

4 役員が死亡したときは、その死亡した日に属する月の月俸を全額支給する。

5 第2項及び第3項の規定により月俸を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その月俸の月額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

6 退職手当に係る支給は、役員退職手当支給規程による。

(通勤手当の額)

第4条 通勤手当の額は、1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。

2 第3条第3項又は第4項の規定に相当する事態が発生した場合は、通勤定期券の払戻し額に相当する額を返納するものとする。

(月俸及び通勤手当の支給)

第5条 月俸及び通勤手当は、毎月25日に支給し、その日が休日に当たるときは繰上げ支給する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年3月23日から施行する。ただし、第16条第1号に掲げる運営管理基盤強化資産の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般社団法人の
設立の登記の日から適用する。

附 則

この規程の変更は、平成 24 年 6 月 12 日に施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。